

議案参考資料

[平成 29 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当・家屋担当

議案名

議案第 56 号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人市民税及び固定資産税等に係る規定について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 配偶者控除制度の見直しにより、「控除対象配偶者」と同じ内容の用語が「同一生計配偶者」に改められたことに伴う規定の整備

(施行期日：平成 31 年 1 月 1 日)

- 2 固定資産税の課税標準の特例

保育の受け皿整備促進のため、下表の事業に供する固定資産の課税標準の特例を定めるものです。

対象事業	現行	改正案
家庭的保育事業	地方税法の規定により 2 分の 1	本条例の規定により 2 分の 1
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
企業主導型保育事業（新設）	—	本条例の規定により 2 分の 1

(施行期日：公布の日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、我が国の経済成長力の底上げなどの観点から、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号)が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、配偶者控除制度の見直し及び固定資産税の課税標準の特例措置が実施されました。